

松阪市発注工事等の金額入り設計書に係る情報提供の試行に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、松阪市情報公開条例（平成17年松阪市条例第6号。以下「条例」という。）第32条の規定に基づき、建設工事及び業務委託（以下「工事等」という。）の金額入り設計書（以下「設計書」という。）の情報提供の試行に関し必要な事項を定めることにより、事務の簡素化を図り、市民サービスの利便性向上に寄与することを目的とする。

（情報提供の対象）

第2条 情報提供の対象となる設計書は、松阪市建設工事入札事務取扱要綱（平成17年松阪市告示第144号）第2条第1項に規定する工事等に関するものであり、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）設計書に係る工事等における契約の締結が完了していること。
- （2）当初の契約に関する設計書であること。
- （3）設計書の作成に当たり参考とした刊行物の発刊から1カ月が経過していること。
- （4）条例第8条に規定する非公開情報が含まれないこと。
- （5）次条に規定する申出書を提出する日の属する年度、又はその前年度に締結した工事等に係る設計書であること。

（情報提供の申出）

第3条 情報提供を受けようとする者は、金額入り設計書情報提供申出書（別記様式。以下「申出書」という。）を実施機関（条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の申出書は、設計書に係る事業を担当する課ごとに提出するものとする。

（情報提供の期限）

第4条 実施機関は、申出書を受け付けた日の翌日から起算して、原則として14日以内に情報提供を行うものとする。

（情報提供の方法）

第5条 設計書の情報提供は、実施機関が電子情報処理組織を使用して行うものとする。ただし、電子情報処理組織による交付の方法が困難である場合は、用紙又は電磁的記録媒体への複写により行うことができるものとする。

（情報提供に要する費用）

第6条 電子情報処理組織を使用して行う情報提供に要する費用は、無料とする。ただし、電子情報処理組織を使用しない方法による提供を行う場合の費用は、松阪市情報公開条例施行規則（平成17年松阪市規則第4号）第9条の例によるものとする。

（第三者提供の禁止）

第7条 情報提供を受けた者が知り得た情報は、申出を行った個人又は法人における一次利用に限るものとし、有償無償に関わらず、第三者への提供を行ってはならない。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年3月24日から施行する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

松阪市

様

所在地又は

住 所

法 人 名 称

代 表 者

法人の場合は、事務所又は事業所の所在地、代表者名を記入

申 出 者

電 話 番 号

金額入り設計書情報提供申出書

下記工事等の金額入り設計書に係る情報提供を申し出ます。

記

工事担当課名 _____

No	発注年度	公告番号	工事等の名称	備考
1				
2				
3				
4				
5				

【留意事項】

- 1 申出は、市ホームページの電子申請より行うことができます。
- 2 工事担当課が複数となる場合は工事担当課ごとに申出をしてください。（一度の申出に複数の工事担当課がある場合は、改めて申出していただきます。）
- 3 用紙による申出は、備考欄に必要な媒体（紙、ディスク）をご記入ください。
- 4 電子申請により行われた申出に対する情報提供にかかる費用は無料です。ただし、電子申請によらない方法により行われた申出に対する情報提供にかかる費用については、松阪市情報公開条例施行規則第9条の例によります。
- 5 知り得た情報は、松阪市以外の者の権利を含む場合があるため、申出を行った個人又は法人における一次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為」は行わないでください。